

フリーランスをとりまく法律・制度

◆ 基本のきほん

◎フリーランスとは

一般的には、従業員を雇用せず個人の経験や知識・スキルを活用して収入を得る雇用によらない働き方、を指すことが多いようです。フリーランサー(フリーランスで働く人)は、労働者と異なり、原則として、労基法(「労働基準法」)、安衛法(「労働安全衛生法」)、最賃法(「最低賃金法」)などの労働関係法令では保護されません。

◆ フリーランス・事業者間取引適正化等法

令和6年11月1日に施行された法律で、正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス法」といいます。)です。**従業員**(下記参照)を使用しない事業者(下記「特定受託事業者」)に対して**業務委託**(下記参照)をする事業者(下記「業務委託事業者」)との取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」のために、業務委託事業者が守るべき義務と禁止行為を定めた法律です。取引の適正化については公正取引委員会・中小企業庁が、就業環境の整備については厚生労働省が所管します。**消費者との取引**や単なる**商品の販売**は対象外です。原則として、施行日以降に締結・更新された契約について、下記下請法・独占禁止法に優先します。

●従業員

本法では、1週間の所定労働時間が**20時間以上**であり、かつ、継続して**31日以上**雇用されることが見込まれる労働者。

●業務委託

本法では、事業者がその事業のために他の事業者、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供、を委託すること。

●特定受託事業者

業務委託を受託する事業者で、**従業員を使用しない、個人または一人法人**(代表者以外に役員のない法人)。当該個人及び一人法人の代表者は特定受託業務従事者。

●業務委託事業者

本法では、特定受託事業者に業務委託する事業者。

●特定業務委託事業者

特定受託事業者に業務委託をする**従業員等がいる事業者**。

◎業務委託事業者の義務

①取引条件の明示義務(取引の適正化)

直ちに取引条件を**書面等で明示**する義務。

◎特定業務委託事業者の義務等

②期日における報酬支払義務(取引の適正化)

受領日起算で**60日以内**の期日までに報酬を支払う義務。

③募集情報の的確表示義務(就業環境の整備)

募集情報について、的確な内容に保つ義務。業務の内容、場所・期間・時間、報酬、解除・不更新、募集者、に関して表示する場合には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

④ハラスメント対策に係る体制整備義務(就業環境の整備)

相談対応のための**体制整備**、その他**必要な措置**を講じる義務。相談等を理由とした**不利益取扱の禁止**。ハラスメント禁止方針の明確化・周知・啓発、相談窓口の設置・周知・対応者育成、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応、が必要です。併せて不利益な取扱いをしない旨を定め、周知・啓発することも必要です。

⑤発注事業者の禁止行為(取引の適正化)

1か月以上の業務委託において、7つの行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)が禁止。

⑥育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(就業環境の整備)

6か月以上の業務委託において、育児介護等(妊娠、出産、育児または介護)と業務を両立できるよう、**必要な配慮**をする義務(6か月未満は努力義務)。フリーランスから配慮の申出があった場合には、その内容を十分に把握し、希望された配慮や取り得る対応を十分に検討し、配慮の内容の伝達・実施または配慮不実施の伝達・理由の説明をしなければなりません。

⑦中途解除等の事前予告・理由開示義務(就業環境の整備)

6か月以上の業務委託において、原則として、解除日または契約満了日から**30日前**までに**契約の解除または不更新**を予告する義務。請求があれば、遅滞なく**理由を開示**する義務。契約の期間には、個別の業務委託期間のみならず基本契約の期間、当事者が同一であり同一性を有する空白期間が1か月未満の更新契約、を含みます。

◎違反行為への対応

特定受託事業者からの申出に応じて行政機関(公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)は調査を行い、発注事業者に指導・助言、勧告、命令(罰則あり)・公表をします。

◆ フリーランスをとりまく他の法律

○民法

フリーランスの働き方の多くは、民法の請負(民法第632～642条)か委任(民法第643～656条)に該当します。**請負は仕事の完成を、委任は善管注意義務に基づく事務処理を、目的とする契約**です。請負は注文者、委任は当事者双方に一方的な契約の解除が認められています。解除の違約金額や損害賠償額は、契約自由の原則に基づき、契約で決まります。**契約トラブルは裁判等で争うこと**になります。

○下請法(「下請代金支払遅延等防止法」)

一定の下請取引における一定の**発注側の事業者を規制**します。建設業法における**建設工事等**は対象外です。独占禁止法に優先します。

○独占禁止法(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」)

優越的地位の濫用を禁止しています。

○労組法(「労働組合法」)

フリーランサーであっても、労組法の労働者に該当すれば、労組法で保護される可能性があります。

◆「労組法の労働者」に該当する場合

労組法の労働者(職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者。労組法第3条。)に該当するか否かは、労働委員会や司法の判断の次第ですが、まずは労働組合を結成または加入し、団体交渉してみましょう。

◆「労基法の労働者」に該当する場合

労基法の労働者(職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者。労基法第9条。)である場合は、契約名称を問わず、**労働関係法令が適用**されます。労基法の労働者に当たるか否かは、「指揮監督下の労働」であること、「報酬の労務対償性」があること、その他の事情を勘案して、労働基準監督署や司法が、個別に判断します。

◆フリーランス(個人)の税金・社会保険

法人や人を雇った場合、当てはまらないことがあります。

◎税金

税目	課税主体	相談時期	相談先
所得税	国	事業開始時等	税務署
住民税	地方自治体	必要に応じて	市区町村
事業税	都道府県	事業開始時等	税事務所
消費税	国・地方自治体	事業開始時等	税務署
固定資産税	地方自治体	必要に応じて	市町村等
印紙税	国	必要に応じて	税務署

◎労働保険・社会保険の適用

①労災保険

特別加入団体(一人親方等の団体)を通じて加入の手続きを行います。詳細は、労働基準監督署に相談してください。

②雇用保険

原則として、雇用保険には加入できません。

③健康保険

原則として、市町村で国民健康保険に加入します。

④年金保険

原則として、市町村で国民年金の手続きをおこないます。

◆フリーランスの創業・経営相談

○よろず支援拠点(経済産業省委託事業)

創業や様々な経営課題の相談に応じています。

・045-633-5071(神奈川県よろず支援拠点)

○(公財)神奈川産業振興センター(都道府県等指定法人)

創業・経営全般の相談に応じています。

・045-633-5071

○商工会・商工会議所(経済産業省認可特別民間法人)

会員限定であることも多いですが、**経営指導員**が様々な相談に応じています。創業の相談にも応じています。

○(独法)中小企業基盤整備機構(経済産業省主管独立行政法人)

創業・経営全般の相談に応じています。

・050-3171-8814

◆こんな対処法があります！

困ったら以下の行政機関等に相談しましょう。詳細は各相談窓口を確認してください。

○フリーランス・トラブル110番(厚生労働省委託事業)

トラブルやフリーランス法被疑事実申出の相談、和解あっせん等の紛争解決制度が利用できます。

・0120-532-110

・<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

○下請かけこみ寺(中小企業庁委託事業)

小規模事業者等の取引上の悩み相談に応じています。

・0120-418-618

○公正取引委員会(内閣府外局)

優越的地位の濫用(独占禁止法)や**下請法**の考え方についての相談に応じています。

・03-3581-3375(関東甲信越を含む全国)

取引の適正化(フリーランス法)の考え方についての相談に応じています。

・03-3581-5479(関東甲信越)

○労働局雇用環境・均等部(室)(厚生労働省地方支分部局)

就業環境の整備(フリーランス法)の考え方についての相談に応じています。

・045-211-7380(神奈川労働局)

○労働基準監督署(厚生労働省出先機関)

労基法の労働者に該当するかどうかや**労災保険**の特別加入制度についての相談に応じています。

○フリーランス法被疑事実申出フォーム(厚生労働省設置)

フリーランス法違反を行政機関に申し出ることができます。

・https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/form_moushide

○建設業取引適正化センター(国土交通省委託事業)

建設工事の請負契約トラブルの相談に応じています。

・03-3239-5095(センター東京)

○駆け込みホットライン(国土交通省各地方整備局等)

建設業に係る法令違反行為の**通報窓口**です。

・0570-018-240

○下請Gメン(中小企業庁取引調査員)

下請取引での困りごとを**ヒアリング**します。

・048-600-0324(関東経済産業局)

○(公財)神奈川産業振興センター(都道府県等指定法人)

予約制法律相談(契約内容のチェック・債権回収等、水13~16時)に応じています。

・予約:045-633-5071

○一部の労働組合

フリーランサーからの相談に応じたり、特別加入団体を設立したりしている労働組合があります。